

公益社団法人アジア協会アジア友の会  
寄附金等取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人アジア協会アジア友の会(以下「本法人」という)が受領する寄附金等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- ①一般寄附金 本法人の会員及び広く一般社会に、使途を特定せずに常時募金活動を行うことにより受領する寄附金
- ②指定寄附金 本法人の会員及び広く一般社会に、使途を特定して常時募金活動を行うことにより受領する寄附金
- ③募金 本法人の会員及び広く一般社会に、期間限定の募金活動を行うことにより受領する寄附金

2 この規程における寄附金には、金銭のほか金銭以外の財産権を含むものとする。

(一般寄附金)

第3条 本法人は常時一般寄附金を募ることができる。

2 一般寄附金は、寄附金総額の50%以上を定款第4条第1項に定める事業に、残額を管理費に使用するものとする。

(指定寄附金)

第4条 指定寄附金を募集するときは、募集総額、募集理由、次項に規定する資金使途その他必要な事項を説明した書面を理事会に提出し、承認を求めなければならない。

2 指定寄附金は適正な募集経費を控除した残額の総額を、定款第4条第1項に定める事業の全部または一部に使用することとして資金使途を定めなければならない。この場合、適正な募集経費は募集総額の20%以下でなければならない。

(期間限定の募金の募集)

第5条 期間限定の募金を募集するときには、募集総額、募集期間、募集理由、次項に規定する資金使途その他必要な事項を説明した書面を理事会に提出し、承認を求めなければならない。

2 募金者が使途を特定した期間限定の募金は、適正な募集経費を控除した残額の総額を、定款第4条第1項に定める事業の全部または一部に使用することとして資金使途を定めなければならない。この場合、適正な募集経費は募集総額の20%以下でなければならない。

3 募金者が特に使途を特定しない期間限定の募金は、第3条第2項で規定する一般寄附金と同じ扱いとする。

(受領書等の送付)

第6条 一般寄附金、指定寄附金または期間限定の募金を受領したときは、受領書を

寄附者に送付するものとする。

2 前項の受領書には、この法人の公益目的事業に関連する寄附金である旨、寄附金額及びその受領年月日を記載するものとする。

(個人情報保護)

第7条 寄附者に関する個人情報については、別に定める個人情報保護規程に基づき、適正な管理に務めるものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

附則

(施行期日)

この規程は、一般法人及び一般財団法人に関する法律及び公益法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。